

「地域福祉トータルケア推進事業」階層別実施項目

1 総合相談支援窓口の整備

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①市町村ごとに、多様な相談にワンストップで対応できる総合相談支援窓口を整備する	<p>①市町村の総合相談支援体制の整備を促進する。</p> <p>②日常生活自立支援事業から成年後見制度を一元的に支援する体制づくりを推進する。</p>	<p>①総合相談支援体制の整備を活動計画に位置付け、地域福祉計画への位置づけを働きかける。</p> <p>②総合相談支援窓口を設置するための拠点を整備する。包括等に合わせて複数設置も構わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点に各種相談支援窓口を包含し、各専門職を集約するのが望ましい。</li> <li>・拠点にコミュニティソーシャルワーカー等専門職を配置する。</li> <li>・町村の拠点に自立相談支援の窓口機能を確保する。</li> <li>・拠点に権利擁護支援センター機能を付加する。</li> <li>・拠点の役割機能を住民に周知する。</li> </ul> <p>③拠点整備が難しい場合は、横断的に連携するシステム面を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関で共有できる諸様式を整備する。</li> <li>・多分野に精通した専門職を配置する。</li> </ul>	<p>①旧市町村域にサテライトの総合相談支援拠点（地域拠点）を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点は、市役所や社協の支所、介護サービス事業所等活用する。</li> <li>・地域拠点に医療、介護、福祉等の専門職を集約するのが望ましい。</li> <li>・地域拠点にコミュニティソーシャルワーカー等専門職を配置する。</li> </ul>	<p>①住民に身近な圏域に住民交流拠点を整備し、コミュニティソーシャルワーカー等を配置してニーズ把握機能を確保する。</p>
②既存の相談機関同士の連携を強化する	<p>③全県レベルの関係機関とのネットワークを強化する。</p>	<p>④市町村域の各種相談支援機関とのネットワークを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の会議等を活用した定期的な連絡会等により横断的な関係を構築する。</li> <li>・多機関・多職種連携・協働の生活支援ネットワークシステムを構築する。</li> </ul>	<p>②旧市町村域の各種相談支援機関とのネットワークを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の会議等を活用した定期的な連絡会等により横断的な関係を構築する。</li> <li>・多機関・多職種連携・協働の生活支援ネットワークシステムを構築する。</li> </ul>	
③複合ニーズ世帯の支援において活用できる相談受付票やアセスメントシートを整備		<p>⑤総合相談支援に対応した諸様式を整備する。</p>		

2 多職種横断的連携システムの構築

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①地域包括支援センターにおける「地域ケア会議」を活用し、関係機関の連携強化を図る		<b>①</b> 市町村域の関係機関との連携・協働体制を構築する。 ・多機関多職種による生活支援ネットワークシステムを組織化する。 ア 地域ケア会議の活用		
②関係機関によるネットワーク会議や個別のケース検討会等の開催によって関係者間の横断的な連携強化を図る	<b>①</b> 多機関協働や多職種連携について情報提供を行う。	<b>①</b> 市町村域の関係機関との連携・協働体制を構築する。 ・多機関多職種による生活支援ネットワークシステムを組織化する。 ウ 情報共有・管理の仕組み エ 訪問支援体制づくり オ 包括的支援体制の構築	<b>①</b> 旧市町村域等の関係機関との連携・協働体制を構築する。 ・地域ニーズや要望等を把握し、組織で横断的に共有するツールや仕組みをつくる。	
③関係機関との情報共有を図るための連携シートを整備する		<b>①</b> 市町村域の関係機関との連携・協働体制を構築する。 ・多機関多職種による生活支援ネットワークシステムを組織化する。 イ 諸様式の整備		
④関係機関と個人情報管理のためルールを定める		<b>①</b> 市町村域の関係機関との連携・協働体制を構築する。 ・多機関多職種による生活支援ネットワークシステムを組織化する。 ウ 情報共有・管理の仕組み		<b>①</b> 避難行動要援護者の情報共有とともに、生委員や福祉員等との情報共有の取扱いを明確にする。

### 3 制度外ニーズ対応システムの構築

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①専門職や住民の気づきを所属組織内や地域全体で集約する仕組みを作る		①社協内の部署横断的な情報共有の仕組みをつくり、個別・地域ニーズを集約する。 ・全戸訪問などの訪問活動により住民ニーズを把握する仕組みをつくる。	①地域ケア会議等を活用し、各相談機関が把握するニーズを集約する。 ②第2層協議体、地域協議会等を活用した支援体制を構築する。	①ボランティアや市民活動、住民主体の支え合いの機運を高める福祉教育の充実を図る。 ②地域の問題に対応するため、住民主体で話し合う仕組みをつくる。
②制度の狭間の問題への対応を検討する場として、市町村レベルで部署横断的な「生活支援総合調整会議」（仮称）を設置する		②福祉・介護・保健・医療・教育・司法分野等関係機関による生活支援ネットワークを構築する。 ・地域生活課題の解決を目的に住民や関係者による委員会、プロジェクトチームを組織化する。 ・必要に応じて近隣市町村との広域なネットワークを構築する。		
③制度外のニーズに対応した新たな仕組みや支援サービス等を開発する	①市町村社協と社会福祉法人との連携による「公益的な取組み」を推進する。	③社会福祉法人や企業等と連携・協働で支援サービスを開発する。 ④共同募金やクラウドファンディング、社会福祉法人の公益的な取組み、企業の社会貢献活動などを活用し財源の確保に努める。	③地域の社会資源との連携・協働により、新たな生活支援サービスを創設する。	③地域福祉活動のリーダー的人材の発掘と、幅広い世代による地域福祉活動への参画を図り、インフォーマルな支援体制を構築する。

### 4 公私協働によるアウトリーチ体制の整備

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①家庭訪問を行う機会が多い専門職等が、世帯全員や地域の状況に一層目を配り、地域に潜在化する問題を把握し相談機関につなぐ仕組みを作る		①すべての職員がニーズの掘り起こしができるよう意識啓発とスキルアップを図る。 ②各専門職が把握したニーズを集約し、必要な支援につなげる多機関協働の包括的支援体制を構築する。 ・横断的な情報共有の仕組みづくり	①電話や来所相談のほか、サービスや事業、地域の関係者からの情報を把握し、多機関協働の包括的支援体制を構築する。	①小地域ネットワークを形成し、住民の気づきを専門職につなげる仕組みをつくる。 ・地域の若者や現役世代の参画を促進し、次世代育成を進める。
②住民座談会等により、地域に潜在化する問題に対する地域住民の気づきを高める	①「我が事」として捉えるための福祉教育を推進する。	③座談会やサロンの定期的な開催を進めるとともに、運営者で取組みを共有する。		②座談会やサロンの活性化を図り、住民の気づきを促すために工夫する。 ・参加しない、できない人を把握し、訪問につなげる。
③専門職や住民の気づきから家庭訪問を行い、問題解決につなげていく	②CSWのアウトリーチ機能の充実に努める。	④アウトリーチを行う専門職を確保し、専門多職種による訪問支援体制をつくる。	②CSW等が専門多職種と連携・協働した伴走型の支援体制を構築する。	③住民交流拠点にCSW等が参画し、地域のニーズ把握に努める。

**5 地域福祉を推進する専門職の養成と配置**

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①市町村社会福祉協議会等へコミュニティソーシャルワーカーの配置を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティソーシャルワーク実践者を養成する。</li> <li>②コミュニティソーシャルワークの普及啓発を図る。</li> <li>③CSWとSCの連携を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉活動計画にコミュニティソーシャルワーカーの配置を位置付け、地域福祉計画への位置づけを働きかける。</li> <li>②第1層生活支援コーディネーターとの連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティソーシャルワーカーの配置を進める。</li> <li>②第2層生活支援コーディネーターとの連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティソーシャルワーカーの役割を周知する。</li> </ul>
②コミュニティソーシャルワーカーや行政職員を対象とした研修の実施と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティソーシャルワーク実践者等のスキルアップを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③行政、社会福祉法人等の多職種連携によるコミュニティソーシャルワークの実践を進める。</li> </ul>		

**6 地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備**

実施事項	実現のために取り組むこと			
	県の段階	市町村の段階	旧市町村・中学校区等の段階	小学校区・町内会・自治会の段階
①住民に身近な圏域で、地域福祉に関する活動に住民の参加を促す仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小地域ネットワーク活動のありかを見直す。</li> <li>②住民主体の組織づくり、人づくり、支え合いの仕組みづくりを支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の企業、ボランティア団体、NPO等の社会資源の発掘・把握を進める。</li> <li>②民生委員と福祉員との連携強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①幅広い住民や企業等を巻き込んだお互い様の地域づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地区社協や町内会福祉部などの住民組織化を進めるなどして、住民参加を促進する。</li> <li>②小地域ネットワーク活動や地域福祉活動の担い手の発掘・養成を進める。</li> </ul>
②地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定を進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>④地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③住民主体の組織づくり、人づくり、支え合いの仕組みづくり、居場所づくりを地域福祉活動計画に位置付けるとともに、市町村に対して地域福祉計画への位置づけを働きかける。</li> </ul>		
③住民に身近な圏域における交流・活動拠点を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>②居場所（交流拠点）づくりを支援する。</li> <li>③子どもの居場所づくり等貧困対策を支援する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>③生活支援拠点や居場所をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等を活用する</li> <li>・CSWを派遣する</li> <li>・社会参加を支援する</li> <li>・生活支援機能を付加する</li> </ul> </li> </ul>